

[事案 2022-241] 就業不能給付金支払請求

・令和5年8月1日 和解成立

<事案の概要>

約款所定の在宅療養に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年1月下旬に、うつ病エピソード（抑うつ状態）と診断され、自宅療養を開始したため、同年1月に乗合代理店を通じて契約した就業不能保障保険にもとづき、就業不能給付金（精神疾患）を請求したが、約款所定の在宅療養に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、約款に定める「医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料に列举されている診療料や管理指導料が算定される在宅療養」に該当しないことを理由に、就業不能給付金の支払いを拒否しているが、申込手続時に交付されたパンフレットには「在宅療養」の具体例や説明はなく、また設計書にも「在宅療養」の詳細な条件の記載はない。
- (2) 設計書には、「詳しくは、ご契約のしおり「就業不能（精神疾患）特則」をご確認ください。」と記載されているが、同特則には「在宅療養」の詳細な条件の記載はない。
- (3) 保険会社のコールセンターに2回にわたって支払事由や給付金請求書類を確認したが、医師の指示による在宅療養のみで必要日数が経過すれば支払請求できるかのような案内であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約における「在宅療養」とは、医師の指示により自宅等において治療に専念する状態をいい、そして医師の指示とは、公的医療保険制度において、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料に列举されている診療料や管理指導料等が算定される診療行為等のことをいう。そのため、医療行為等が実施されずに自宅において安静にすることは、在宅療養の要件を充たさない。
- (2) 当社は、パンフレットおよびご契約のしおり・約款において、必要十分な記載をしている。パンフレットについては、さらに分かり易い記載とする余地はあると判断の上改訂を行ったが、同改訂は従前の記載が不十分、不適切であったことを意味するものではない。
- (3) コールセンターの担当者は、申立人に対し、申立人の在宅療養が就業不能給付金の支払対象になるかどうかは、本社査定部門が診断書にもとづき判断することを案内したものであり、不適切な点はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実や事情などを把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より早期解決を目的とした和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、

同意が得られたので、手続を終了した。